

議案第1号

令和8年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

【はじめに：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは？】

- 通称「フィーダー補助」といい、国のバス運行等（幹線系統を補完する支線（フィーダー）交通）に対する補助メニューのひとつ。
- 利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では、関東鉄道㈱「岩井バスターミナル～きぬの里～守谷駅西口線」）を補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。
- 補助要件を満たし交付が決まると、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。（ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられる。この補助上限額と経費の2分の1を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる。）
- 補助対象者：地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会（本市では、「守谷市地域公共交通活性化協議会」となる。）

1 協議概要

- 守谷市乗合タクシーは、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し運行している。
- 補助金の交付を受けるには、「地域公共交通計画」において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等を記載する必要があるほか、補助系統等に関する詳細な事項を法定協議会において協議した上で、「地域公共交通計画 別紙（「地域内フィーダー系統確保維持計画）」を作成する必要がある。
- このため、「地域公共交通計画 別紙（「地域内フィーダー系統確保維持計画）」について、案のとおりとしてよろしいか、協議するもの。

2 申請等の流れ

| | |
|------------|---|
| 6月末まで | 国（関東運輸局）への計画認定申請 （令和8年度分（補助対象期間：R7.10～R8.9）） |
| 9月下旬頃（見込み） | 関東運輸局長から計画認定通知 |
| 10月～翌年9月末 | 事業期間 |
| 11月末まで | 交付申請 |
| 3月下旬～4月 | 協議会口座へ国庫補助金の受領 |

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 守谷市地域公共交通活性化協議会
住 所 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
代表者氏名 会 長 中 島 伸 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(案)

令和7年6月 日

(名称) 守谷市地域公共交通活性化協議会

| |
|---|
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>守谷市は、民間の路線バスを補完する目的で、コミュニティバス「モコバス」、デマンド型交通である「デマンド乗合交通」を運行し、市民の日常生活における移動手段の確保を行っている。また、つくばエクスプレス、関東鉄道常総線、民間の路線バスにより隣接都市とのアクセス手段が確保されている。</p> <p>「デマンド乗合交通」については、市内全域の移動が可能で、特に、総合病院への通院や大型商業施設への買い物、守谷駅へのアクセス手段等の移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>近年、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化、運転士不足の深刻化等により、公共交通の維持が厳しい状況にある。一方で、高齢者、免許返納者等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で益々重要な役割を担っている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、「デマンド乗合交通」の運行を確保・維持することで、交通不便地域への対応を含め、全ての住民が安心して移動できる交通手段を存続させていくことが必要である。</p> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| (1) 事業の目標 |
| <p>令和7年度の年間利用者数を20,400人以上(令和6年度実績20,153人)とする。 (守谷市地域公共交通計画109ページ参照)</p> |
| (2) 事業の効果 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市内全域で「守谷市デマンド乗合交通」を運行することにより、幹線系統の路線バスやつくばエクスプレス(守谷駅)、関東鉄道常総線(南守谷駅・守谷駅・新守谷駅)に接続でき、効果的な交通体系を実現し、利便性の向上につながる。 交通空白地域の解消が実現し、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者の社会参加の促進及び昼間時間帯の通院・買い物需要に応じることができる。 |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| <ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報を用いて、周知活動を行う。(守谷市地域公共交通活性化協議会) 市内小学校及び高齢者サロンで、利用方法等の周知活動を行う。(守谷市地域公共交通活性化協議会) <p>(守谷市地域公共交通計画117ページ参照)</p> |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 |
| 別添表1のとおり |

| |
|---|
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 |
| 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る守谷市デマンド乗合交通について、その運行に係る費用総額（令和7年度）：43,538,000円のうち、守谷市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 |
| 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。 ・予約管理システムにて毎月利用者数の集計を行う。 |
| 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 |
| ※該当なし |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 別添表5のとおり |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |

| |
|--|
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年5月30日（第1回） 守谷市地域公共交通計画の一部改正及び令和7年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更等について協議し、承認された。 ・ 令和7年6月26日（第2回） 令和8年度守谷市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）等について協議し、承認された。 |
| 19. 利用者等の意見の反映状況 |
| <p>地域公共交通計画の策定にあつては、パブリック・コメントの実施及び市内各地区の代表が委員として参画している地域公共交通活性化協議会において協議を行った。デマンド乗合交通の効率化などの意見があつたため、それを踏まえて地域公共交通計画を策定した。</p> |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県守谷市大柏 950-1

(所 属) 守谷市地域公共交通活性化協議会

(都市整備部都市計画課交通政策・景観 G)

(氏名)(電話) 0297-45-1111 (代) 内線 244(e-mail) toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

守谷市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

| |
|---|
| 1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割 |
| 守谷市地域公共交通計画 111 ページ |
| 2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 |
| 守谷市地域公共交通計画 113 ページ・114 ページ |
| 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 |
| 守谷市地域公共交通計画 41 ページ・113 ページ |
| 4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 |
| 守谷市地域公共交通計画 109 ページ～110 ページ |

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

(添付資料)・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ (写し)

表紙

守谷市地域公共交通計画

P.41

(4) デマンド乗合交通

デマンド乗合交通は、事前に利用登録を行った上で、電話で事前予約することで、利用者の指定する出発地から目的地まで利用できる乗合交通である。守谷タクシー有限会社、京成タクシー茨城株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が1台ずつ運行し、合計4台で運行している。

表 3-14 デマンド乗合交通運行概要

| 運行概要 | |
|-------|---|
| 運行区域 | 守谷市全域 (市内限定) |
| 運行台数 | 4台 ※守谷タクシー有限会社、京成タクシー茨城株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が1台ずつ運行 |
| 運行日 | 月曜日から土曜日 (日曜日及び年末年始12月29日～1月3日までは運休) |
| 運行時間 | 午前8時～午後4時30分 |
| 利用対象者 | ・65歳以上のかた ・身体障がい者手帳、精神障がい者手帳、療育手帳をお持ちのかた ※同伴者として1人のみ乗車可能 (同伴者は年齢不問) |

参照：守谷市 HP

令和5年3月

(令和7年5月変更)

守谷市地域公共交通活性化協議会

P.109

6.2. 地域公共交通計画の目標

取組の方向性に関して、取組の達成状況を評価するための数値目標を設定した。

方向性1 様々な交通手段が相互に補完し合う交通ネットワークの構築

数値目標1 市内のバス（民間路線バス、モコバス、デマンド乗合交通）を便利に利用できると感じている割合

| | |
|--------------------|-------|
| 現況値（令和3年度(2021年度)） | 24.3% |
| 目標値（令和9年度(2027年度)） | 27% |

評価方法

「守谷市まちづくり市民アンケート」の「市内のバス（民間路線バス、モコバス、デマンド乗合交通も含む）は便利に利用できるか」の質問における、「1.そう思う」、「2.どちらかといえばそう思う」の回答者割合を指標とする。

数値目標2 モコバス及びデマンド乗合交通の運営に係る公的負担金額

| | |
|--------------------|-------------|
| 現況値（令和3年度(2021年度)） | 年間 約7,400万円 |
| 目標値（令和9年度(2027年度)） | 年間 約9,000万円 |

評価方法

年間の公的負担金総額

方向性2 公共交通の利用促進

数値目標3 バス（民間路線バス、モコバス）の利用者数

| | |
|--------------------|--------------|
| 現況値（令和3年度(2021年度)） | 平日 約3,420人/日 |
| 目標値（令和9年度(2027年度)） | 平日 約4,500人/日 |

評価方法

市内の路線バス及びコミュニティバスの1日あたりの利用者数合計

数値目標4 デマンド乗合交通の利用者数

| | |
|--------------------|-------------|
| 現況値（令和3年度(2021年度)） | 年間 約16,400人 |
| 目標値（令和9年度(2027年度)） | 年間 約17,500人 |

評価方法

市内のデマンド乗合交通の年間利用者数

P.110

方向性3 交通結節機能の強化及び公共交通利用環境の向上

| 数値目標5 交通結節機能の強化・待合環境整備事業数 | |
|--|-----|
| 現況値（令和3年度(2021年度)） | 1事業 |
| 目標値 （令和5年度～ 令和9年度(2027年度)までの合計） | 3事業 |
| 評価方法 鉄道駅及びバス停等の身近な結節点における、待合環境整備、バリアフリー整備、駐輪場整備等の事業数。 | |

P.111

第7章 目標達成に向けた施策・取組

7.1. 地域公共交通の確保・維持

7.1.1. 公共交通の役割の整理

今後の施策・取組を検討するにあたり、市内の公共交通を3つの位置付けに区分し、各公共交通の役割を整理した。

表 7-1 公共交通の役割の整理

| 位置付け | 系統等 | 確保・維持施策 |
|-------|--|---|
| 広域幹線 | 役割：都市拠点から市外への広域交通を担う。 | |
| | ○鉄道路線 ・首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス ・関東鉄道常総線 | ・交通事業者と協議の上、利便性を向上し、利用の促進を図り一定以上の運行水準を確保する。 |
| 地域内幹線 | 役割：守谷駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点を連絡する。 | |
| | ○関東鉄道バス ・守谷駅西口～北守谷公民館（北守谷シャトル(急行)） ・守谷駅西口～新守谷駅 ・守谷駅西口～美園循環 ・守谷駅東口～取手駅西口 ・守谷駅東口～つくばセンター（深夜急行バス） ※運休中 | ・交通事業者と協議の上、利便性を向上し、利用の促進を図り一定以上の運行水準を確保する。 |
| | ○関東鉄道バス ・守谷駅西口～岩井バスターミナル | ・地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。 |
| 支線 | 役割：市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。 | |
| | ○モコバス（守谷市） ・市役所・板戸井ルート ・みずき野・松並青葉ルート | ・交通事業者と連携した取組により一定以上の運行水準を確保する。 |
| | ○デマンド乗合交通 ・市内全域 | ・地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。 |

P.113

7.1.2. 主な公共交通の補助事業活用状況

市内には、バス交通を主体とした様々な公共交通が運行しており、それぞれの位置付けに応じた役割を果たし、市民等の移動手段としてより効果的で持続可能な公共交通網となるよう各路線を適切に確保・維持していく必要がある。

地域公共交通確保維持事業は本計画に関連付けることで補助要件を満たす。その対象となる路線は下表に記載の2路線である。今後、補助事業の要件の拡充や新設された場合には、その他の路線も積極的に活用していく。

表 7-2 主な公共交通

| 系統名 | 起点～(経由地)～終点 ・運行範囲 | 事業許可 区分 | 運行態様 | 実施主体 | 補助事業 の活用 |
|---------------------------|----------------------|------------|-------|--|-------------|
| 守谷駅西口～北守谷公民館（北守谷シャトル(急行)） | 守谷駅西口～北守谷公民館 | 4条乗合 | 定時定路線 | 関東鉄道株式会社 | なし |
| 守谷駅西口～新守谷駅 | 守谷駅西口～守谷市役所～新守谷駅 | 4条乗合 | 定時定路線 | 関東鉄道株式会社 | なし |
| 守谷駅西口～美園循環 | 守谷駅西口～美園～守谷駅西口 | 4条乗合 | 定時定路線 | 関東鉄道株式会社 | なし |
| 守谷駅東口～取手駅西口 | 守谷駅西口～みずき野七丁目～取手駅西口 | 4条乗合 | 定時定路線 | 関東鉄道株式会社 | なし |
| 守谷駅西口～岩井バスターミナル | 守谷駅西口～きめの里～岩井バスターミナル | 4条乗合 | 定時定路線 | 関東鉄道株式会社 | 幹線補助 |
| モコバス市役所・板戸井ルート | 守谷駅西口～守谷市役所～守谷駅西口 | 4条乗合 | 定時定路線 | 守谷市（関東鉄道株式会社が運行） | なし |
| モコバスみずき野・松並青葉ルート | 守谷駅西口～松並青葉一丁目～守谷駅西口 | 4条乗合 | 定時定路線 | 守谷市（関東鉄道株式会社が運行） | なし |
| デマンド乗合交通 | 守谷市内全域 | 4条乗合 | 区域運行 | 守谷市（守谷タクシー有限会社、京成タクシー茨城株式会社、小川交通有限会社、株式会社守谷福祉協会の4社が運行） | フィーダー系統補助 |

P.114

7.1.3. 対象路線の必要性

地域公共交通確保維持事業の対象となる2路線について、補助事業の必要性を整理する。

(1) 守谷駅西口ー岩井バスターミナル

守谷駅西口と岩井バスターミナルを結ぶ系統は、守谷市、常総市、坂東市の拠点間を連絡し、3市における広域的な通勤通学、買い物、通院等の日常生活の中で利用されている。守谷市側の起終点である守谷駅西口は、他の公共交通モードや地域内幹線系統、支線系統と連絡しており、県内外にアクセスする拠点として、公共交通ネットワーク上の重要な役割を担っている。一方で、利用状況から自治体の支援や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

(2) デマンド乗合交通

デマンド乗合交通は守谷市内全域で運行しており、最寄りに鉄道駅やバス停が無い地域における高齢者等の移動手段として重要な役割を担っている。一方で、高齢者が利用しやすい料金としているため、自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 運 送 継 続 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|-------|------------------|------------------|------|-----------|----|--------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9) | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| 守谷市 | 守谷タクシー有 限会社 | (1) 守谷市デマンド乗合交通 | | 守谷市 全域 | | 往 km 復 km | 300日 | 4200回 | | | 区域運行 | ① | 守谷駅西口他8バス停で地域間幹 線系統「守谷駅西口～岩井バスター ミナル線」に接続 | ③ |
| | 京成タクシー茨 城株式会社 | (2) 守谷市デマンド乗合交通 | | 守谷市 全域 | | 往 km 復 km | 298日 | 4172回 | | | 区域運行 | ① | 守谷駅西口他8バス停で地域間幹 線系統「守谷駅西口～岩井バスター ミナル線」に接続 | ③ |
| | 小川交通有限会 社 | (3) 守谷市デマンド乗合交通 | | 守谷市 全域 | | 往 km 復 km | 300日 | 4200回 | | | 区域運行 | ① | 守谷駅西口他8バス停で地域間幹 線系統「守谷駅西口～岩井バスター ミナル線」に接続 | ③ |
| | 株式会社守谷福 祉協会 | (4) 守谷市デマンド乗合交通 | | 守谷市 全域 | | 往 km 復 km | 247日 | 3458回 | | | 区域運行 | ① | 守谷駅西口他8バス停で地域間幹 線系統「守谷駅西口～岩井バスター ミナル線」に接続 | ③ |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 守谷市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 17,721 |
| 交通不便地域等 | |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-------------|------------------------------|----------|
| 守谷市地域公共交通計画 | 令和5年3月31日 (令和7年5月30日一部変更) | |
| | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

守谷市デマンド乗合交通（守谷市内全域）

